

令和7年第18回教育委員会定例会

開会年月日 令和7年9月19日(金)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 三浦康彰
同 委員 小林三保
同 委員 仲山英之
同 委員 岡田行雄
同 委員 森山瑞江

議 題

1 議案

- (1) 議案第32号 「練馬区教育委員会における練馬区施設予約システムの利用に関する規則」の制定
- (2) 議案第33号 練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第34号 練馬区立青少年館条例施行規則の一部を改正する規則

2 陳情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 練馬区版総合戦略 重要業績評価指標(KPI)および第3次みどりの風吹くまちアクションプラン[年度別取組計画]の令和6年度末の進捗状況について
- ② 第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画の実施状況(令和6年度)について
- ③ 令和7年第三回練馬区議会定例会提出議案について
- ④ 食材価格の上昇に伴う区立小中学校の学校給食における対応について
- ⑤ 練馬区立美術館・貫井図書館の再整備について
- ⑥ 練馬こども園の認定について
- ⑦ 民設子育てのひろばの開設について
- ⑧ ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)の充実について
- ⑨ その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時41分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

佐 川 広

教育振興部教育総務課長

杉 山 賢 司

同 教育施策課長

竹 岡 博 幸

同 学務課長

竹 内 康 雄

同 学校施設課長

柴 宮 深

同 保健給食課長

渡 辺 雅 昭

同 教育指導課長

佐 藤 永 樹

同 副参事

佐 藤 勝 也

同 学校教育支援センター所長

村 瀬 美 紀

同 光が丘図書館長

小 原 敦 子

こども家庭部長

関 口 和 幸

こども家庭部子育て支援課長

脇 太 郎

同 こども施策企画課長

河 野 一 真

同 保育課長

岡 村 大 輔

同 保育計画調整課長

山 口 裕 介

同 青少年課長

横 山 亜規子

同 子ども家庭支援センター所長

橋 本 健 太

同 在宅育児支援担当課長

小 島 芳 一

教育長

ただいまから令和7年第18回教育委員会定例会を開催する。
案件表に沿って進める。本日の案件は議案3件、陳情1件、協議2件、教育長報告
8件である。

1 議案

(1) 議案第32号 「練馬区教育委員会における練馬区施設予約システムの利用に関する規則」 の制定

教育長

初めに議案である。
議案第32号、「練馬区教育委員会における練馬区施設予約システムの利用に関する規則」の制定についてである。
この議案について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して各委員の皆様、ご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

旧システムと新システムの運用が一定期間重なると思う。ということは、管理する側はその間は両方のシステムを見て、重複がないかチェックをするということか。

教育総務課長

今の旧システムについては利用をする際にそれぞれ登録をしていただいて、申込みをしているという状況である。こちらのシステムは6月30日まで運用している。
新システムの運用は7月1日からということになるが、利用者登録や利用の申込みは段階的に導入されていくので、その重なる期間については、利用登録は新システムで管理をしていく。この両方が可能な期間については2つのシステムで利用者の管理を行っていく。

仲山委員

利用者はどちらのシステムで入力しても構わないのか。

教育総務課長

6月30日までの利用については旧システムで予約をしていただくことになる。

仲山委員

利用者登録の申請というのが6ページの最後のほうにあり、第8条には委員会は云々というのが書かれている。そして、7ページの冒頭に来ると、「ただし、別表第2に掲げる施設において、利用者登録を受けようとする団体の構成員と他の利用者登録をした団体の構成員が重複し、利用種目が同一であるときは、利用者登録を行わないことができる」とある。

この「行わないことができる」なのだが、ここは審査のところの話で、その前に今の6ページの第8条の上の第6条の3に「前項の規定にかかわらず」云々というのがある、同じようなことが書いてある。「既に利用者登録をしているときは、利用者登録を受けることができない」とある。

こちらはもう受けることができないと明確に書いてあるのだが、審査のほうは「登録を行わないことができる」なのである。

要は、前の部分で既にできないと書いてあるため、重複しているときはいずれか一つにしか認定しないとといった文言のほうがいいのではないかと思うのだが、このように書いたのは何かを想定して、あえてこのような表現にしたのだと思う。その辺りを教えていただきたい。

教育総務課長

こちらの規則は区長部局と全体の整合性を図っているという部分がある。具体で申し上げますと、スポーツ団体というのがあり、例えば、野球場を使う野球の団体やサッカーをするサッカー団体などというのが利用種目になっている。

この6条の3については、代表者が、同じ少年野球団体でAという少年野球団体とBという少年野球団体の代表者になっているときには、もともと登録することができないという規定になっている。団体として登録ができない。

個々の利用者についてはさらに厳しくなっており、それぞれの構成員が同じ種目、例えば少年野球でAチームとBチームに入っていた場合には、どちらか一つにしか入ることができないという取扱いをしており、登録をする際に名寄せをすることになる。

そこで、ここの8条の審査のところ、代表者は違っていても中の構成員が同じ場合にはその子の登録をしないことができる。つまり、例えば、その子を外していただければ登録をするといった運用になっているので、このような表記になっている。

教育長

恐らく6条の3項は、代表が完全に同一だが別の団体であると言っても登録できないと述べており、こちらの登録を行わないことができるというのは、構成員は一緒なのだが代表を変えて、あたかも別団体かのように登録をしようとする場合は排除できるということだと思ふ。それを認めてしまうと、同一の団体が代表者を変えて幾つも利用ができるという少々不公平な状態が生まれてしまうということだと思ふ。

仲山委員

細かい話で恐縮なのだが、6ページの上のサービス利用時間の第4条で、そこに「予約システムを休止する時間を除き、午前零時から午後12時までとする」とある。この表現だが、これは要するに24時間受け付けているということか。

教育総務課長

おっしゃるとおり24時間受け付けているということである。表記は法務部門とやり取りをしている中で、このような表記でということによって一定程度整理された。

仲山委員

実は、私はこれを初めて読んだときに、午前零時から午後12時という表現では午後12時というのはいくどを指すのだろうと思ったのである。午後12時と言われれば、やはり24時を指すことは分かるのだが、その前に同じ文章の中で同じ時刻を午前零時と指しているのが非常に違和感があった。これは仕方ないのだろうか。

教育総務課長

区全体としての規則ということで区長部局も同様な表記をしており、法務部門が主体となり、表記はこのような形で整理しようとなったと聞いているので、こういった表記で行わせていただければと思っている。

岡田委員

8ページの第16条の別表3に関わることで少し教えていただきたい。最後の11ページに別表3があり、この区分は納得したのだが、この区分に応じて抽選の申込期間が異なるということだと思うのだが、この申込期間がどの程度この区分によって変わるのかを教えていただければと思う。

教育総務課長

申込みの区分であるけれども、例えば、別表3にある75歳以上の方や障害者かつ区内に在住の方が半数を占めるものなど、上から5番目ぐらいまでのいわゆる区内の方が半数以上を占める10名以上の団体については、各施設の状況によって申込期間が変わってくる部分もあるが、主な文化施設については2か月前の1日から抽選の申込みができる。

9日までが抽選の申込期間となっており、10日に抽選を行う。抽選結果を踏まえて、その施設を本当に利用するかどうかの確定を1週間で利用者の方にさせていただく。

万が一、そこで確定をせず、利用枠が空いてしまった場合には、その空き枠を当月の2か月前の18日から利用の2週間前の前日まで先着順でお申込みができる。

そして、その空き枠は、利用の2か月前の18日から2週間前の前日まで、この別表で掲げる下から2番目の10人未満だが区内に住まわれている方が半数以上である団体については、申込みが可能となる。

そして、最下段のいずれにも該当しない団体、いわゆる区外に住まわれている方がいらっしゃるなどといった団体については最後というか、利用の2週間前から利用の前日までとなる。

このように区民の方が主体となっている団体からまず予約ができるようになっていき、最終的に空き枠の有効活用という意味で区外の方にも開放していくという流れになっている。

岡田委員

そうすると、例えば、1番が3か月前から優先的に申し込めるといような状況ではなくて、平等に2か月前という理解でよろしいのか。

教育総務課長

この1番目から5番目の団体については均等な機会に抽選の申込みを先にするという形である。

教育長

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第32号については決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第32号については決定とする。

(2) 議案第33号 練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。

議案第33号、練馬区立学校教育支援センター条例施行規則の一部を改正する規則。この議案について説明をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

それでは、各委員の皆さんのご意見、ご質問があればお願いします。
よろしいか。

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第33号については決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、議案第33号については決定とする。

(3) 議案第34号 練馬区立青少年館条例施行規則の一部を改正する規則

教育長

次の議案である。

議案第34号、練馬区立青少年館条例施行規則の一部を改正する規則についてである。

この議案について説明をお願いします。

青少年課長

資料に基づき説明

教育長

この議案についての委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

よろしいか。

では、ここでまとめたいと思う。議案第34号については決定でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第34号については決定とする。

2 陳情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情1件については、事務局から新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところは継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議案件2件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 練馬区版総合戦略 重要業績評価指標（KPI）および第3次みどりの風吹くまちアクションプラン〔年度別取組計画〕の令和6年度末の進捗状況について
- ② 第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画の実施状況（令和6年度）について

教育長

次に、教育長報告である。本日は8件ご報告する。

それでは、報告の①番についてお願いします。

なお、報告の②番についても関連する案件となるので、続けて説明をお願いします。質疑については報告②番の説明後に行う。

教育総務課長

資料に基づき説明

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、報告の①、②について、委員の皆さんのご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

参考資料2の9ページ(2)障害児保育および云々という部分の上から2つ目の区立保育所における障害児受入数の拡大である。

実績は拡大になっているが、括弧の中の数値は203人で、令和5年度のものよりも減っている。それで進捗状況はAがついているが、これはどのような評価になっているのだろうか。

保育課長

障害児受入数の拡大というところなのだが、拡大のための取組をするというような項目である。参考として過去の数字と現受入数を入れている。申請を受けた結果としては203人だったのだが、備考のところに記載をしているように、枠の拡充を図るなどの受入れ拡充のための取組を行ったというところで、評価としてはA評価を入れさせていただいた。

ただ、そのような取組をした結果、申込みをしたけれども総数が減ったという形にはなってしまったので、その数字も参考に入れたという状況である。

仲山委員

同じ資料の13ページ、教育の質の向上の(1)ICTの活用云々というところの②指導者用デジタル教科書の導入だが、これについて伺いたいのは、まだ生徒は持っていない、そのときに先生は先に使い出しているわけだが、具体的には先生はどのように使っているのだろうか。

教育施策課長

まず、学習者用デジタル教科書という児童生徒用のデジタル教科書の現在の状況だが、英語は小学校5年生から中3まで全員に入っている。算数・数学に関しては一部で導入している状況である。

一方、ここで申し上げている指導者用デジタル教科書に関しては、いわゆる教材である。これまでは先生方が手で作られるなどしていた教材を電子のものを使っているということである。児童生徒のデジタル教科書の指導書ということではなく、あくまでも教材ということである。

これに関して、既に英語については入れていたが、そのほかの残り4教科について、教員の働き方改革の問題や、また、分かりやすい教材が使えるということから、今回、小学校に導入したというものである。

なお、教科書改訂に合わせて導入を考えているので、中学校に関しては今年度導入した。

森山委員

参考資料2の5ページの上のところ、基本目標Iの計画4、夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成というところで、70%などと数字が出ているが、これはどのようにしてこの数を割り出したのだろうか。

教育指導課長

こちらは全国学力・学習状況調査の質問用紙で小学校は6年生、中学校は3年生の子供たちが答えた質問から抽出させていただいた数字になっている。

森山委員

12ページの医療的ケア児の新たな支援方針に基づく支援の実施というところでAがついている。学童クラブ5クラブで5名の医療的ケアが必要な人が入っているということなのだが、他方で、資料4の10ページの(11)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業で、枠で困ってある区内保育施設の保育水準の維持向上と重大事故の防止云々と書かれているが、医療的ケア児を預かるということとこういった重大事故が起きる可能性というのはどの程度のものだろうか。

保育課長

保育園の受入れという点で少しお答えをさせていただく。

医ケアのお子様を預かるための支援方針というのを決めており、それを受けて保育園でも詳細に手引を設けている。

以前にご紹介したこともあったかと思うが、今現在お受けをしている医ケアの内容は基本4項目立てており、導尿、喀たん吸引、血糖値の測定、経管栄養、それを基準とさせていただいている。

受入れに当たっては、当然、集団保育を受ける中で安全にお受けができるかどうかというところを医師も含めて詳細に検討し、安全に受け入れることを前提に受入れをしている。そのための体制というのも看護師含めてプラスアルファで配置をして対応するような状況である。

そういった状況を整理した上でお受けをしているので、重大事故につながったという事例は今のところない。

小林委員

参考資料2の14ページ(7)若手教員の教育の強化のところ進捗状況Bとなっている教育アドバイザー配置の拡大に関して、備考にマッチングできなかったと書いてあるのだが、どのようなことが障害となりマッチングできなかったのか。やはり若手教職員の皆さんの育成強化に向けて今後、今までしてこなかったマッチングするときのアドバイザーになっていただいた方々への何か取組が、このようなことでお声かけをしてみようというような今後の何かがあれば教えてほしい。

教育指導課長

こちらのマッチングとは1年次、2年次、3年次と、教員と指導教官とのマッチングということではなく、こちら教育委員会とアドバイザーとのマッチングという意味になる。つまり、課題としては勤務条件や勤務内容のことで募集人数がなかなか確保できなかったということになる。それを受けて今年度は1名増加することができ

ている。また来年度に向けてもこちらのアドバイザーはできるだけ増員させていきたいという考えである。

岡田委員

先ほど森山委員がお話しされた5ページの計画4だが、目標値と現状値と令和6年度の実績が示されており、児童が70%、生徒が75%で、実績は右端で児童が70.7で、生徒が74.2とある。

結論としては児童も結構頑張っているというお話を申し上げたいのである。

私は行けなかったのだが、区内の小学生を集めたある催しの報告を受けたときに、いろいろな学校の子供たちが一堂に会して一つのテーマについて話し合うということをやったのだが、そのテーマに対して非常に白熱して、様々な意見を出してきたという。

翌日は中学生がその場に臨んだのだが、中学生よりも小学生のほうがさらに多様なことをお話しされたということで、やはり、いろいろな見知らぬ子供たちが集まる中で意見交換ができる力というのが、かなり育ってきているという印象をそのときに持った。

同じ学校、同じ学級で仲のよい友達同士などの中で、いろいろな意見交換というのはしやすい状況だと思うが、このように見知らぬ者同士が集まった意見交換の場というのは非常に貴重だと思う。そのような中で小学校の子供もかなり頑張っているということをお伝えしたくて、今、申し上げた。

中学生のほうを私は見ていたのだが、意見交換しきれしていないのである。さらに課題を出して意見を言ったほうがいいという感じがあった。もちろん一生懸命やっていたのだが。小学生はかなり頑張ったということがあるので、一言申し上げたくて、お話をした。

仲山委員

先ほど小林委員の話で出てきたことに関連なのだが、参考資料2の14ページの若手教員の育成の強化というところで、若手教員の研修の充実というところだが、備考のところに教育アドバイザーによる訪問型研修とあるが、具体的にはどのように研修は行われているのだろうか。少々懸念されるのは、本当に若手教員が相談したいことが相談できているのだろうかなどということである。

教育指導課長

では、3回行われている初年次についてお答えする。

まず、初年次については年間を通して約10回、区で研修を行っている。そのときに指導していただいているアドバイザーの先生が担当し、各学校の初任者の授業を年3回、見て回っている。この3回は約半日かけて、まず授業を1時間見ってもらう。授業を見るだけでなく、その後の時間を使って授業についての講評や指導内容についてのご講義をいただいたり、また初任者の今の心理的な状況や不安などをアドバイザーが聞き入れ、カウンセリングも含めた指導を行っていただいたりしている

状況である。

また、それを月1回の初任者研修で持ち寄って、グループで話し合う指導も担当のアドバイザーに行っていた。これを1年間かけて行うことによって指導力の向上を、そして、安心して学校で勤務できる体制づくりを心がけている。

仲山委員

授業を視察して、その後の意見を言う場だが、それは1対1なのか。

教育指導課長

1対1で行われている。校長先生がいるところで行っている学校もあるが、そこではかなり緊張されるということもあるので、個室で1対1で行うのが基本となっている。

岡田委員

14ページである。(8)教員の働き方改革の最も上のサポート人材の拡大についてなのだが、スクール・サポート・スタッフの人数は減員ということで、123名が119名になったのであるが、勤務時間4時間に加えて7時間の職を新設と書いてあるのだが、これについてももう少し詳しく教えていただきたい。

スクール・サポート・スタッフの方の勤務の実態に応じて、4時間よりも7時間でやったほうが働きやすいなどとも少し考えたのだが、実際にどうなのかを教えてくださいということと、もう一つは支援員が256名から309名とかなり拡大しているのだが、学校の実態として支援員の方もまだかなり大変だという話もあるのだが、非常に区としても頑張っている中で、支援員の働き方ということについて、今どのような状況なのかということも併せて教えていただければと思う。

教育指導課長

スクール・サポート・スタッフについては、東京都から示されているのは基本4時間勤務ということになっている。ただし、規模が大きい学校については2名配置も可能ということだが、2名配置よりも1人の方に時間を増やして勤務していただいたほうが効率的ではないかというところも踏まえ、学校の時間的には8時間という勤務はできないので、7時間である。2人配置のところを1人の方が時間を延ばして勤務していただくということで、人数が減少しているが、時間としては増加しているという現象になる。

また、支援員については各学校から要望が多いところではある。基本的には特別支援学級については、学級につき1名、そして各学校に1名、大規模校には2名という配置をしているが、学校の状況、また学年、クラスの状況に応じて、支援が必要な児童、または支援が必要な学級に対しては、教育指導課の指導主事が訪問し、判断し、増員をしている。

これからも増員を学校は希望しているが、なかなか倍増とはいかないので、若干ではあるが、右肩上がりするように、できる限り人を確保していくことを努力しては

いる。

仲山委員

15ページの下段である。(4) ヤングケアラーのところの学校とスクールソーシャルワーカーの連携による早期発見の充実というところで、ここは令和6年度の実績としては充実、進捗状況はAとなっているが、備考に書いてあるようなことを行った結果、具体的にヤングケアラーの発見あるいは支援につながったのだろうか。

学校教育支援センター所長

こちらでは学校とスクールソーシャルワーカーの連携による早期発見の充実ということで、具体的にはスクールソーシャルワーカーが学校訪問をする体制の充実を図ったというものである。学校で行われている校内委員会への出席を定期的に、スクールソーシャルワーカーが訪問を増やすことで情報共有をし、子ども家庭支援センターとの連携を充実させたというところで、今回はAと評価をさせていただいている。

仲山委員

連携を充実させて、実際に効果があったかどうかということに関してはどうなのだろうか。

学校教育支援センター所長

学校とスクールソーシャルワーカーが連携することで発見の機会を増やすことができた、また、子ども家庭支援センターに連絡する体制が充実できたというところをもって効果であるところでは認識している。

子ども家庭支援センター所長

今、村瀬所長からお話があったのだが、ヤングケアラーが見つかった後の対応も含めてなのだが、私どもとしては、ヤングケアラーのお子さんたちの情報は学校や関係機関で情報共有できる仕組みというのを昨年度から設けている。

ヤングケアラーかどうか分からないお子さんも情報シートの中に入れていただいて、子ども家庭支援センターにおいて、そういった状況の確認のための対応をしている。対応した結果、お子さんが見守り等で引き続きの支援が必要ということであれば、学校にその旨をお返しするなど、関係機関と情報共有を図って対応している。

今は具体的な人数を申し上げる数字を持っていないのだが、当初、我々の要保護児童として持っていたお子さんの数からすると、数としても多くなっているの、気になるお子さんについてはしっかりと支援につなげられるような体制になったのではないかと認識している。

教育長

疑わしい人の数は増えているということでもいいのか。

子ども家庭支援センター所長

はい。

教育長

そのような意味では効果が表れているということである。

森山委員

今、15ページで(3)不登校対策の充実の中段のICTを活用した相談・学習支援の充実のところでもメタバース空間を構築と書いてあるのだが、これはどのような効果があり、どのように活用されているのだろうか。教えていただきたい。

学校教育支援センター所長

構築という言葉だと少し仰々しいものになってしまうのだが、メタバース空間とはどういうものかという、インターネット上にある仮想空間で、インターネット上に仮想の教室状態のスペースをつくっているものである。

そちらに対してお子さんたちが学校から配付されたタブレットを使ってご自宅からアクセスをする。アクセスをするときにアバターと呼ばれるキャラクターを使い、自分として動かすことができる。そして、そのアバターを使って仮想空間の教室の中で勉強をしたり、ほかのお子さんと交流をしたり、相談員に悩み相談をしたり、チャット機能を使って対話をしたりなどといった活動がオンライン上でできるというものである。

そちらに記載したとおり、昨年度、石神井台のトライ、フリーマインド教室で体験会というものを実施した。2か月間にわたり、週2回の試行をした。今年度については光が丘のほうにも拡大して、今、試行を続けている。

その中で、利用されたお子さんたちからは、チャットを使ってほかの人とお話をする練習ができた、それをきっかけに学校に行くことができたなど、多くはないのだが、そういったよい効果があるというお声を頂いている。

仲山委員

もう一つの資料の別紙、資料4の3ページの上の表である。妊婦健康診査というところだが、その③利用実績によると、4,915名が検査を行ったという、この数は実際の確かな数なのであろう。

一方、需要見込みの5,156というのは、先ほど言われたような見積りで出すしかなかったもので、こちらは少し誤差が入っているのだが、実際に妊婦なのだけでも検査を受けなかった人というのはどの程度いるかということである。

達成率で言えば約5%が受けていないと。しかし、分母は需要見込みなので、確実な数字ではないため、本当にその割合で受けていないかは分からないのだが、そうは言っても、やはり、いるだろうということであるが、そのような人たちに対しては、その後、どのようにアプローチされているのか。

こども施策企画課長

ここの事業が健康部の分野の取組になるため、私のところでどこまでフォローしているかというところについては正確なお答えができないのだが、そもそも前段として、健康診査の対象になる方が全員、実際に受診をしているかというところについては、やはり5%程度は受診をされていない方がいらっしゃるということは把握をしている。そのため、この需給計画を見込む上で対象になるのは妊娠届を出した方になるのだが、そのうちの一定数は受診をされないだろうという見込みを立てている。

そのため、今回もここの利用実績の数値は実際に受けた数にはなるのだが、これまでと同様に一定数、受診をされなかった方も実際にはいらっしゃると思っている。

健康部と少し話したところでは、たしか、このような方についても引き続き、連絡を取って状況を伺うなどといったフォロー体制にしているとは伺っているけれども、詳細については、私のほうで今日のところはお答えできない。

岡田委員

15ページの(3)の不登校対策の充実の校内別室指導支援員の配置というところなのだけれども、小中学校20校で別室指導支援員を配置ということで、私の周りにはいる子供たちの不登校の子が別室に行って、こちらに来たなどという話をよくするので、学校での別室というのは非常に役立っているという印象があるのだが、学校へのアンケートというのを書いてあるが、学校の受け止め方や、別室指導で過ごすことに当たっての子供の意見などで、もし紹介できるものがあれば少しお伺いしたいというのが1つである。

そして、2つ目が63ページの先ほどの5番の電子図書館のところ、電子書籍の導入の右端なのだが、令和7年6月に中学校で利用開始で、10月からは小学校で利用開始予定と書かれているが、これは全校一斉にやるかどうかということと、もし学校にお伺いする機会があれば、それも少し見せていただければありがたいというようなことで少しお話をさせていただいた。

教育振興部副参事

ここに記載されているものについては令和6年度までに実施したものになるので、小学校中学校合わせて20校でご活用いただいたときのお声について、簡単に紹介させていただく。

利用した児童生徒におかれては、別室をさらに利用したいと答えている小学生は約8割、中学生になると9割強の生徒がさらに利用したい、また、別室を使うことによって安心して学校に向かうことができたという小学生については100%、中学生については96%という利用者からの高い評価、安心感につながっていると捉えている。

また、先生方からのお声などについては、これまでは実際に別室の子供たちに関わる支援に時間を費やすところがあったのだが、支援員を配置することによってご自身の業務が軽減されたというお声が多く寄せられている。

光が丘図書館長

電子書籍についてお答えする。

6月に中学校全校でWi-Fi設備が整う時期である。10月というのは、夏休みに小学校のWi-Fiの工事をして、全校で整うという状況である。

ただし、電子書籍を学校へということでは、既に、ねりま電子図書館ということで開始をしているので、ご自宅、またはWi-Fiが整えばいつでもできるというものである。一般の方もご利用いただけるものであり、読み放題というところでご覧いただければ貸出しという形ではなく、クラス全員が同時に同じものを見られるという閲覧で開始をしている。

今回、この利用開始というのを併せて書かせていただいているのは、それぞれの在校生各個人にIDを付与するというものである。既に利用登録をされている中学生や小学生に関してはご自宅でご覧になれる、または大人の方もご覧になれるという状況である。

6月の中学校開始では、貸出しに関してもかなりご利用いただいている状況があるし、読み放題という閲覧だけのものでもご利用があるので、小学校の10月からのご利用も、今日、説明に伺うと聞いているので、うまくいくといいと思っている。

教育長

委員の皆様も、図書館の利用登録をされているのであれば、スマホなどから容易に試してみることができる。

③ 令和7年第三回練馬区議会定例会提出議案について

それでは、次に報告の③番についてご説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。よろしいか。それでは、本件を終わらせていただく。

④ 食材価格の上昇に伴う区立小中学校の学校給食における対応について

教育長

続いて、報告の④番についてご説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。
よろしいか。それでは、本件を終わらせていただく。

⑤ 練馬区立美術館・貫井図書館の再整備について

教育長

では、報告の⑤番についてご説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して、委員の皆さんのご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

確認なのだが、練馬区立美術館と貫井図書館というのは新しく建て替えようとしていたあの立派な施設のことなのか。今、この段階では着工は見送るということだが、あの計画をそのままにしておいて、またいつかはそれに着工するという現状か。

光が丘図書館長

今、実施設計などを進めている美術館・貫井図書館である。現在、着工を見送らせていただき、市場動向などを注視しながら実施していきたいというところであり、今現在、計画自体を変更するという考えはない。適切な時期で実施していきたいと考えている。

ただし、このCM業務というのをやっているの、なるべくコストダウンや工期の修正などといった辺りは進めていきたいと思っている。

仲山委員

設計変更はないということなのか。

光が丘図書館長

今は基本設計までが確定しているので、それについては修正は考えていない。実施設計でどのような部品をどのようになどといった細かいことに関しては、まだ少し修正をする可能性はあるというところである。

仲山委員

これは非常に細かい話だが、中村橋駅に先日設置した「今リニューアル中である」というものは撤去するという事だろうか。

光が丘図書館長

先日、ご説明させていただいたステッカーや看板などのことだと思うのだが、こちらに関しては機運醸成のためのもので、現時点では着工時期が未定であるものの、整備の必要性と意義とが変わるものではないので、機運醸成に関しては続けていきたいと思っている。

教育長

こちらについては着工が延期ということである。来年度に本体の着工で、それに伴い、今年度に解体工事をするということだったのだが、それも併せて見送るということになっているので、図書館については休館を予定していたのだが、休館せずに営業を続けることになる。

⑥ 練馬こども園の認定について

教育長

それでは、続いて、報告の⑥番についてご説明をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

では、この件について、ご質問、ご意見があればお願いします。
よろしいか。それでは、本件を終わらせていただく。

⑦ 民設子育てのひろばの開設について

では、続いて報告の⑦番についてご説明をお願いします。

在宅育児支援担当課長

資料に基づき説明

教育長

では、この件に関して、委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

岡田委員

このような事業は私が考えるには非常にありがたい事業だと思い、拝見しているのだが、ゼロ歳から3歳までの乳幼児と保護者を対象に、この時間帯でいろいろ対応していただけるということで、ここに通う方たちの声というのはどのようなものがあるのかを少し教えていただきたいと思う。

ここでは、いろいろな子供たちが集まって遊んでいる。保護者の方にとっては相談、

情報提供など、いろいろとできる場になっているということで、この配置図を見ても様々に区の中で拡大していく様子が分かるのだが、このような施設があると非常にありがたいと思うので、さらにという気持ちもあるのだが、現在の保護者の方の声を少し聞かせていただくとありがたいと思う。よろしく願います。

在宅育児支援担当課長

利用者の声についてである。子育てのひろばでは子育て親子が自由に遊んだり、保護者同士で交流を行ったり、またスタッフに子育てに関する相談を行ったりすることができる。利用者の声としては、これまでは常に家で子供と2人きりで少し気持ちが塞がっていたのだが、このような場所を知り、出かけることによって非常に子育てに関する支えになった、ありがたいというような声を頂いている。

岡田委員

恐らく、子育てをされている保護者の方たちにとっては非常に貴重な場だと思う。誰にも相談できないような孤独な状況の中で子育てをされているのではないかと思うわけだが、想像するに、ここの施設で働く方に対する相談もそうであるし、そこで集まった親御さん同士での関係というものもあるのではないかと思うのだが、そのような利用している方たちの声が聞ければありがたいという気持ちで伺った。

在宅育児支援担当課長

利用者へのアンケートを定期的にとっており、区のホームページの子育てひろばのページに掲載しているけれども、先ほど私が紹介したもののほかには、やはり、利用者同士で交流することによって、例えば保育園へ通っている子供で、実際にこのようなことをやっているのだと参考になったという声や、もしくは、共通の悩みを抱えているお母さんの声を聞けて、自分も解決策のヒントになったというような声など、やはり、悩み、もしくは孤立を抱えた保護者の方の支えになっている非常に重要な場所だと考えている。

⑧ ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の充実について

教育長

では、続いて報告の⑧番について説明をお願いします。

在宅育児支援担当課長

資料に基づき説明

教育長

では、委員の皆様のご意見、ご質問があれば願います。よろしいか。それでは、本件を終わらせていただく。

それでは、報告の⑨番で、その他で何かあるだろうか。

学校教育支援センター所長

私からは、学教育支援センターの体育館工事に伴う休館予定について口頭でご報告する。体育館に空調設備を設置する工事、また屋根防水工事を行うことに伴い、工事期間中休館することになった。年明け1月から5月末までの間、休館を予定している。

休館のお知らせについては、区報や直接のお知らせで利用者の方へお伝えする予定としている。また、トライ、フリーマインドのご参加については隣の光が丘第一中学校など近隣施設の利用を予定している。

教育長。

委員の皆様から何かあるか。

よろしいか。それでは、本件を終わらせていただく。

ほかに報告はあるか。

保育課長

私から、区立上石神井第三保育園と地域子ども家庭支援センターの関分室の開設について、口頭でご報告する。

両施設については、併設している都営住宅の移転建て替え工事の進捗を踏まえて、開設日については規則で定める日ということで、第二回定例会において両施設に係る条例改正を提案させていただき、可決をいただいた。

このたび、準備のほうが整ったので、改めて開設日をお知らせする。

両施設とも開設日は本年10月27日月曜日になる。また、10月23日木曜日に地域の方向け、また、保育園の利用者向けに内覧会を実施させていただこうと思っている。

教育長

委員の皆様から何かあるだろうか。

よろしいか。それでは、本件を終わらせていただく。

教育長

では、全体を通して委員の皆様から何かあればお願いする。

よろしいか。

事務局からその他で何かあるか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。

教育長

では、以上で第18回教育委員会定例会を終了する。